

# 少雪の影響に伴う小規模事業者への緊急金融支援のご案内

～運転資金における利子補給制度の適用～

## マル経融資制度のご案内

### 小規模事業者経営改善資金融資制度

この融資制度は、小規模事業者が経営改善を図るために必要な資金を商工会議所の推薦により日本政策金融公庫から**無担保、無保証人・低利**でご融資する制度です。

従前の設備資金に対する利子補給に加え、少雪に伴い、市内小規模事業者の経営に影響が出てきていることから、緊急金融支援として、1月27日～3月31日迄に融資推薦する運転資金についても利子補給を行います。詳細は下記をご参照下さい。

#### ご融資の条件

融資限度額	返済期間
<h1>2,000万円</h1> <p>※運転資金・設備資金併せての限度額です。 ※1,500万円超の借入の場合は事業計画書の提出や貸付後の事業計画進捗状況の報告等が必要となります。 ※現在、利用されている方でも重複借入が可能です。 ※運転資金のお申込み金額の目安は月商の2倍以内です。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 運転資金：7年以内 (うち据置期間1年以内)</li><li>■ 設備資金：10年以内 (うち据置期間2年以内)</li></ul>

#### 融資利率

年 1.21%

(令和2年1月20日現在)

※利率は変動しますので、お問い合わせ下さい

※運転資金において右記すべての条件を満たす場合、お借り入れ1年目の実質金利は

年 **0.81%** となります

※設備資金において右記の条件を満たす場合、お借り入れ1年目の実質金利は

年 **0.31%** となります

※現行金利での数値です。

#### 利子補給制度 ～上越商工会議所会員のみ対象～

##### 【運転資金】

##### ■ 上越商工会議所

・ 補給利率 **0.4%** (貸付後12ヶ月分)

令和2年1月27日～令和2年3月31日迄  
に融資推薦するもの

##### 【設備資金】

##### ■ 上越商工会議所

・ 補給利率 0.4% (貸付後12ヶ月分)

令和元年10月1日～令和2年3月31日迄  
に融資推薦するもの

##### ■ 上越市

・ 補給利率 0.5% (貸付後12ヶ月分)

平成31年4月1日～令和2年3月31日迄  
に融資実行されたもの

※金利0.00%を下限  
補給率が変動

#### ■ お問い合わせ・ご相談



上越商工会議所・中小企業相談所  
Tel. 025-525-1185 Fax. 025-522-0171  
〒943-8502 上越市新光町 1-10-20

## ご利用いただける方

- 従業員数（家族従業員・パート・アルバイト・法人の役員を除く）が商業・サービス業では5人以下（宿泊業及び娯楽業については20人以下）、製造業・建設業などでは20人以下の小規模企業者
  - 最近1年以上、旧上越市内で事業を営み、当所の経営指導を6ヶ月以前から受けている商工業者
  - 納期の到来している所得税・法人税、事業税、住民税を完納している方
  - 日本政策金融公庫の非対象業種でない事業を営んでいる方
  - その他、申込時に別途確認させていただく場合がございます
- ※審査の結果、ご希望にお応え出来ないこともございます。

## 提出していただく資料

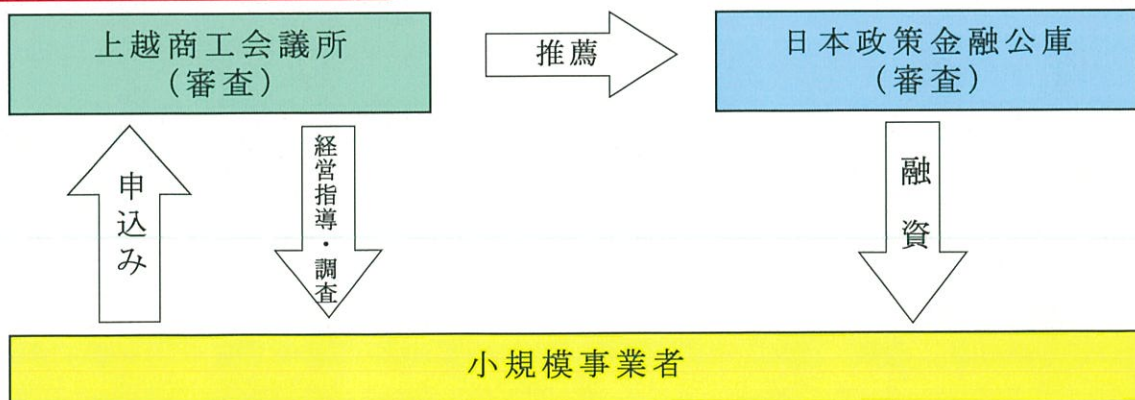
### 個人事業所

- 税務署に提出した税務申告書類2年分（決算書及び確定申告書）
- 決算後6ヶ月経過している場合は最近の試算表（3ヶ月以内のもの）
- 見積書（設備資金の場合）
- 不動産登記簿謄本※全部事項証明書（新規申込の場合）
- 税務署の受領印がある確定申告書の写しまたは、所得税（源泉徴収）・事業税・住民税の領収書など営業実態を確認できる書類
- 借入金の返済表（代表者名義で住宅ローンがある場合には、その返済表も必要）
- 土地・建物を所有の場合は、固定資産税納税通知書（課税明細書）

### 法人事業所

- 税務署に提出した税務申告書類2年分（決算書及び確定申告書）
  - 決算後6ヶ月経過している場合は最近の試算表（3ヶ月以内のもの）
  - 会社の登記簿謄本※履歴事項証明書（新規申込の場合）
  - 見積書（設備資金の場合）
  - 不動産登記簿謄本（会社及び代表者）※全部事項証明書（新規申込の場合）
  - 税務署の受領印がある確定申告書の写しまたは、所得税（源泉徴収）・法人税・事業税・住民税の領収書など営業実態を確認できる書類
  - 借入金の返済表（代表者名義で住宅ローンがある場合には、その返済表も必要）
  - 減価償却内訳表
- ※上記の他にも必要な条件や書類がありますので、当所までお問い合わせ下さい。

## マル経融資を受けるには



■ お問い合わせ・ご相談は



上越商工会議所・中小企業相談所  
〒943-8502 上越市新光町1-10-20

Tel. 025-525-1185 Fax. 025-522-0171